

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成24年9月8日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名 代田地域における地区街づくり計画等策定基礎調査業務委託

(2) 事業の目的

本調査業務委託は、代田一丁目～六丁目（以下「代田地域」という。）において、地区街づくり計画等の策定による有効な市街地整備を行うために、現況等の整理を通して整備課題の抽出を行い、地区街づくり計画等の策定地区を設定するとともに、市街地形成のための事業手法や制度等の概要を検討する。さらに、次年度以降の住民参加、合意形成を図る実施方針案を作成する。なお、有効な事業手法や制度等の詳細な検討は次年度以降に予定している。

(3) 業務内容

1) 業務対象区域の現況等の整理

- ① 世田谷区及び東京都の計画（都市整備方針・都市計画、住宅・商業・防災・公共施設整備の計画など）の整理
- ② 都市整備（基盤整備、面的整備、都市施設等）の現況と市街化の動向（市街化の段階、今後の市街化進展の見通し）の整理
- ③ 地区の現況（土地利用・建物の利用状況、道路、公園等）と動向の整理
- ④ 平成23年度に代田二丁目、五丁目を対象に実施した「世田谷代田駅周辺地区意見交換会」や地区アンケートの整理

2) 整備課題の抽出

3) 地区街づくり計画等の策定地区の設定

4) 事業手法や制度等の概要検討

5) 今後必要な調査（交通量調査等）の提案

6) 地区街づくり計画等実施方針案の作成

7) 報告書の作成

8) 説明会用住民向け概要版（A4版16～24頁程度）の作成

(4) 履行期間

平成24年11月中旬から平成25年3月下旬まで（予定）

2. 参加条件資格

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格で、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」、取扱品目「地域・地区計画」又は「再開発・区画整理計画」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成19年度以降に、都内市区町村又は首都圏政令指定都市における都市計画法に基づく地区計画策定業務の受託実績があること。
- (7) 平成19年度以降に、世田谷区の街づくりに関する業務の受託実績があること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績（業務実績）
- (2) 予定技術者実績（技術者資格、実務実績、地域精通度）
- (3) 特定テーマに対する提案（業務内容の理解度、的確性、実現性、独創性）
- (4) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (5) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (6) 工程計画（妥当性）
- (7) ヒアリング（専門性と技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (8) 参考見積の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：寺西、笠井）

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール6階）

電話：03-5478-8031 / FAX：03-5478-8019

E-mail：SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間 平成24年9月10日(月)から平成24年9月24日(月)

2) 交付場所、方法 ① 北沢総合支所街づくり課にて窓口配布

(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

② 世田谷区ホームページよりダウンロード

お知らせ→住まい・街づくり・交通→平成24年9月10日

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期 限：平成24年9月24日(月)午後5時まで(必着)

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(簡易書留郵便等の配達記録される信書便に限る)

(4) 提案書の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成24年10月24日(水)午後5時まで(必着)

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(簡易書留郵便等の配達記録される信書便に限る)

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有

件 名：(仮称)平成25年度代田〇〇地区地区街づくり計画等策定調査業務委託

(5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(6) 詳細は、5.(2)の説明書による。